

本日から公募開始!!

ネーミングライツ・パートナーを募集!!



令和6年5月21日

県内の主なネーミングライツ導入事例

		団体名	施設名称 (正式名称)	愛 称	ネーミングライツ・ パートナー	
スポーツ施設	体育館 など	三重県	三重県営 鈴鹿スポーツガーデン	三重交通Gスポーツの杜鈴鹿	三重交通グループ ホールディングス(株)	
		鈴鹿市	鈴鹿市立体育館	AGF鈴鹿体育館	AGF鈴鹿(株)	
		松阪市	松阪市総合体育館	三十三銀行アリーナ	(株)三十三銀行	
		桑名市	桑名市体育館	ヤマモリ体育館	ヤマモリ(株)	
	武道館	松阪市	松阪市武道館	松阪牛の里オーシャンファーム 武道館	瀬古食品(有)	
	野球場	三重県	三重県営松阪野球場	ドリームオーシャンスタジアム	瀬古食品(有)	
		伊勢市	伊勢市倉田山公園野球場	ダイムスタジアム伊勢	(株)ダイム	
公 園		三重県	鈴鹿青少年の森	ダイセーフォレストパーク	ダイセーホールディングス(株)	
			県庁前公園	JAグリーン公園	三重県農協会館	
		桑名市	桑名市総合運動公園	NTN総合運動公園	NTN(株)桑名製作所	
歩道橋	三重県	島崎歩道橋	ニットケンブリッジ1号	(株)日塗建		
		高茶屋歩道橋	プロジェクト品川ブリッジ1号	(株)プロジェクト品川		

ネーミングライツ導入に向けたこれまでの経緯

市議会における議論

	議員からの意見・質問	回答
令和2年 6月議会	「津市民テニスコート」供用開始時にネーミングライツを導入する考えはないのか	一定期間での愛称変更など課題を整理し、検討していく
令和4年 12月議会	財源確保のため「サオリーナ」へネーミングライツを導入する考えはないのか	
令和5年 3月議会	企業の社会貢献として定着し、導入事例も拡大する中、可能な施設からでもネーミングライツを導入する考えはないのか	導入に向け、これまでよりも一歩踏み込み、調査・研究していく
令和5年 9月議会	ネーミングライツ導入に係る検討状況は	ガイドラインの策定等、令和6年度からの募集開始に取り組む

ネーミングライツ導入に向けたこれまでの取組

■ 取組内容(令和5年8月～令和6年5月)

- 施設所管課での検討を踏まえ令和6年度募集対象施設(5施設)選定
→ 指定管理者など、関係者の意向把握
- 「津市ネーミングライツ導入ガイドライン」策定
→ 民間企業等からの意見を募集
- 「ネーミングライツ・パートナー募集要項」策定
- 「ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱」策定

本日から、「ネーミングライツ・パートナー募集」を開始

募集対象施設(5施設)

1

津市産業・スポーツセンター
(メッセウイング・みえ、サオリーナ、三重武道館)



2

津球場公園内野球場



3

津市民テニスコート



4

中勢グリーンパーク



5

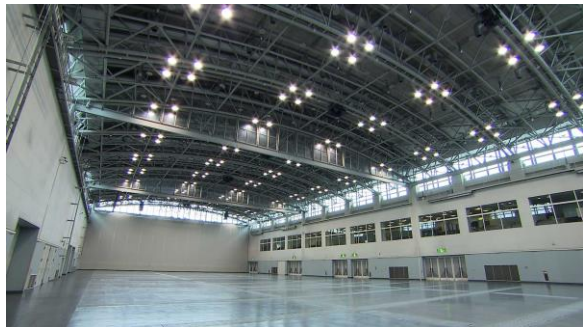
桜橋歩道橋



施設ごとの募集概要① ～提案を求める主な条件～

1

津市産業・スポーツセンター (メッセウイング・みえ、サオリーナ、三重武道館)



メッセウイング・みえ



津市産業・スポーツセンター



サオリーナ

三重武道館



愛称付与の対象	「津市産業・スポーツセンター」、「メッセウイング・みえ」、「サオリーナ」、「三重武道館」の“全て”又は“希望する施設”（ 応募者が選択 ）
想定する 愛称のイメージ (〇〇等＝企業名・商品名)	〇〇産業・スポーツセンター、□□スポーツ・コンベンションセンター 〇〇メッセウイング・みえ、□□メッセ、メッセウイング△△、〇〇ホール(メッセウイング・みえ) 〇〇サオリーナ、□□アリーナ、アリーナ△△、〇〇スポーツセンター(サオリーナ) 〇〇三重武道館、□□武道館、△△武道センター(三重武道館) など
ネーミングライツ料	900万円以上【年額】
契約期間	3年以上

施設ごとの募集概要② ～提案を求める主な条件～

2 津球場公園内野球場



想定する
愛称のイメージ
(〇〇等＝企業名・商品名)

〇〇津球場公園内野球場、
□□スタジアム、△△ボールパーク、
〇〇スタジアム(津球場公園内野球場) など

ネーミングライツ料

300万円以上【年額】

契約期間

3年以上

3 津市民テニスコート



想定する
愛称のイメージ
(〇〇等＝企業名・商品名)

〇〇津市民テニスコート、
□□テニスセンター、△△テニスフィールド、
〇〇テニスパーク(津市民テニスコート) など

ネーミングライツ料

100万円以上【年額】

契約期間

3年以上

施設ごとの募集概要③ ～提案を求める主な条件～

4 中勢グリーンパーク



想定される
愛称のイメージ
(〇〇等＝企業名・商品名)

〇〇中勢グリーンパーク、
□□グリーンパーク、△△パーク、
〇〇パーク(中勢グリーンパーク) など

ネーミングライツ料

100万円以上【年額】

契約期間

3年以上

5 桜橋歩道橋



想定される
愛称のイメージ
(〇〇等＝企業名・商品名)

〇〇桜橋歩道橋、□□桜橋ブリッジ、
△△歩道橋、〇〇ブリッジ、
□□ブリッジ(桜橋歩道橋) など

ネーミングライツ料

18万円以上【年額】

契約期間

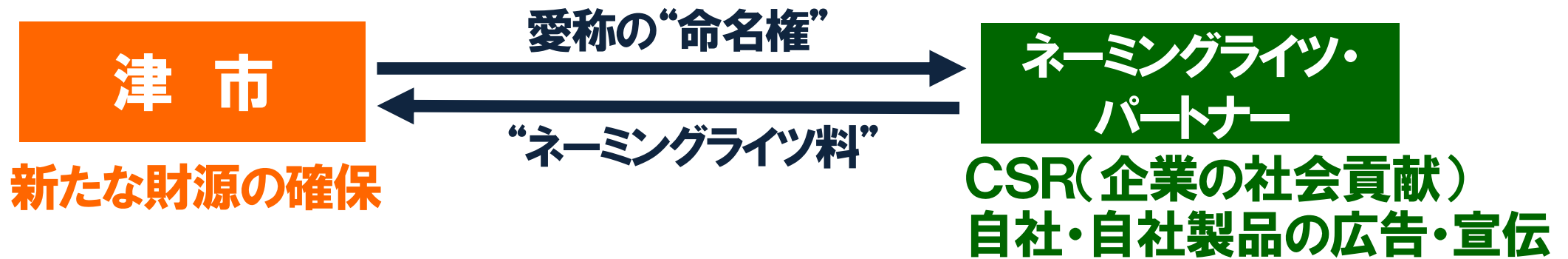
3年以上

導入効果・運用

【導入までの流れ】

- ① 愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを民間企業等が提案
- ② 提案内容を「ネーミングライツ・パートナー選定委員会」で審査・承認
- ③ 津市と民間企業等が“ネーミングライツ・パートナー契約”を締結

導入効果



運用

- 津市は原則として「愛称」を使用し、【募集要項、契約において規定】利用者（事業主催者）等による「愛称」の使用を促進（ただし、条例で規定する正式名称は変更しない）
- ネーミングライツ・パートナーの負担と責任により、必要に応じて名称表示看板・サイン、道路案内標識などを愛称表記に変更

今後のスケジュール

日 程	内 容
5月21日(火)	募集の開始
5月21日(火)～7月1日(月) 午後5時	募集要項等の配付
5月29日(水) 午後5時 まで	現地見学会への参加申し込み
6月 4日(火)～6月7日(金)	現地見学会の開催
6月14日(金) 正午 まで	質問の受付
6月21日(金) まで	質問への回答
7月 1日(月) 午後5時 まで	応募書類の提出
7月中【予定】	選定委員会開催(優先交渉権者候補者の選定)
	選定結果の通知
	優先交渉権者との協議・契約締結

令和6年10月1日(火)【予定】 愛称の使用開始

問い合わせ



たくさんのご応募を
お待ちしております!!

総務部行政経営課

TEL : 059-229-3273

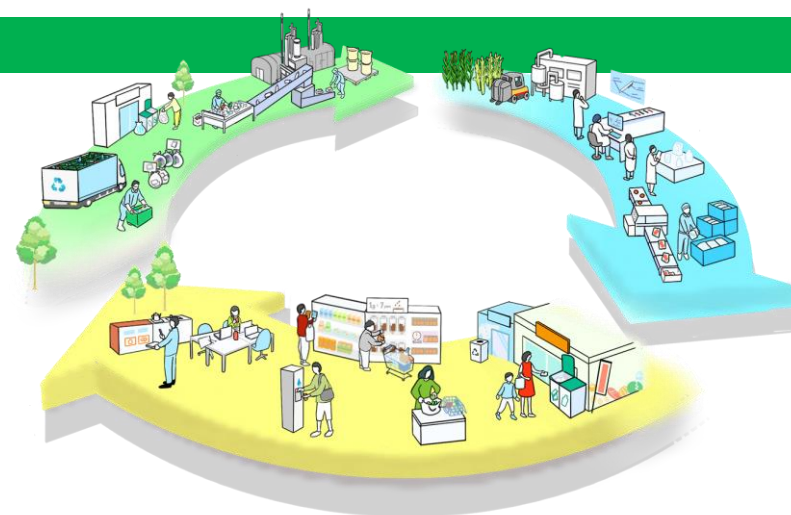
FAX : 059-229-3255

E-mail: 229-3273@city.tsu.lg.jp

6月1日から

「その他プラスチック」の再商品化処理を開始

再商品化計画に基づく
分別収集見込み量は全国1位！



令和6年5月21日

背景（国の法整備）

令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(＝プラスチック資源循環法) 施行

市町村の役割の変化

プラスチック使用製品廃棄物の**分別収集・再商品化を促進**するため、プラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な策を講ずるよう努めなければならない。

法律施行前

容器包装プラスチック：市町村の努力義務
その他プラスチック：特に定めなし

法律施行後

容器包装プラスチック：市町村の努力義務
その他プラスチック：**市町村の努力義務**

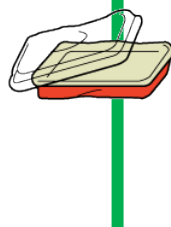
津市におけるプラスチックごみ処理の経緯

			旧津市	旧安芸郡	旧久居市・旧一志郡		
～H15	合併前	容器包装リサイクル法施行（平成12年度）	プラスチック系ごみは「プラスチック類」として分別区分し埋立処理	プラスチック系のごみは「不燃」として分別区分し埋立処理	軟質プラは「可燃」として分別区分し焼却処理 硬質プラは「不燃」として分別区分し埋立処理		
H16		津市白銀環境清掃センターリサイクルプラザ（容器包装プラスチックライン）の稼働	新たに「容器包装プラスチック」の分別区分を設けて再商品化を実施 「その他プラスチック」として分別区分を設けて埋立処理	「容器包装プラスチック」以外のプラスチックは「不燃」として分別区分し埋立処理を継続			
H21	合併後	平成18年の市町村合併後全域においてごみ分別区分を統一	「容器包装プラスチック」以外のプラスチックを「その他プラスチック」として分別区分し埋立処理				
H28		津市リサイクルセンター 津市最終処分場の稼働	「その他プラスチック」を埋立処理から焼却処理へ変更				
R4		プラスチック資源循環法の施行	「その他プラスチック」の再商品化に向けた調査を開始				

津市におけるプラスチックごみの処理方法

※数字は令和4年度の実績を基にした概数

家庭ごみ



容器包装
プラスチック
3,700t



その他
プラスチック
1,500t



手で選別



破砕処理

再商品化
2,400t

容器包装リサイクル
協会へ委託

焼却処分
1,300t

汚れが原因で
再商品化が困難
なもの

焼却処分
1,500t

再商品化計画を作成

経済産業省・環境省の
大臣認定

令和6年度から
再商品化処理へ

三重中央開発(株)
へ再商品化を委託

津市の再商品化計画の優位点

- ① 先行して「その他プラスチック」を分別区分し収集していたため、市民の方に分別方法が定着している
- ② 複数の自治体では、収集する「その他プラスチック」に大きさや材質の制限を設けているのに対し、津市では制限を設けていない



「その他プラスチック」が可燃・不燃ごみ等に排出されず、適正に分別されているため、**家庭から分別し排出される全ての「その他プラスチック」の再商品化が可能**



認定自治体の中でも最大の再商品化量を実現！

認定自治体の再商品化計画の状況

■ 再商品化計画に基づく「その他プラスチック」の分別収集見込み量ランキング（上位10自治体）

	自治体	再商品化計画 開始日	分別収集 見込み量	人口（R6.4.1）	1人当たりの 分別収集見込み量
1	津市	R6.6.1	1,470.00t	269,669人	5.45kg/人
2	仙台市	R5.4.1	1,456.00t	1,092,708人	1.33kg/人
3	京都市	R6.4.26	891.00t	1,436,247人	0.62kg/人
4	高岡市	R6.4.1	732.60t	163,248人	4.49kg/人
5	横須賀市	R5.4.1	379.00t	371,930人	1.02kg/人
6	岡崎市	R6.4.1	334.00t	383,141人	0.87kg/人
7	新宿区	R6.4.1	274.00t	349,318人	0.78kg/人
8	安城市	R6.1.1	249.70t	188,010人	1.33kg/人
9	亀岡市	R6.4.1	184.92t	86,569人	2.14kg/人
10	北九州市	R6.4.1	133.95t	909,579人	0.15kg/人

出典：環境省HP「再商品化計画認定自治体一覧」、「報道発表資料」より

※他の認定自治体・・・富山地区広域圏事務組合、砺波広域圏事務組合、輪之内町、岩手町、菰野町、堺市

再商品化に伴う二酸化炭素排出抑制効果

津市

その他プラスチックの分別収集



三重中央開発株式会社

処理施設で破碎・成形

ペレット化
できた場合



ペレット化で
きなかった
場合



ペレット利用業者・製紙業者等

ペレット利用業者においてプラスチック製パレット等へ

= 二酸化炭素排出量ゼロ



製紙業者等へのボイラー燃料へ

= ペレット化できなかった場合にも最大限に活用可能

再商品化を行わない場合

処理量 1,500 t (※)

(※令和4年度実績を基にした概数)

焼却 100%

1,500t

4,155

再商品化する場合

処理量 1,500 t

再商品化 54.3%

815t

0

固形燃料化

43.7%

655t

1,029

焼却等

2.0%

30t

83

再商品化によってCO₂排出量は▲3,043tCO₂ 73%削減！

※1tCO₂：25mプール1杯分の体積に相当

再商品化のコスト試算

津市	① 他プラの分別収集	家庭ごみ収集業務委託料 (集積所⇒津市リサイクルセンター)	7,738万円 (従来通り)	
	② 一時保管・運搬	保管・運搬業務(他プラ運搬)委託料 (津市リサイクルセンター⇒三重中央開発(株))	2,421万円	
		環境事業課燃料費(直営分)	244万円	
三重中央開発株式会社	③ 選別・再商品化	三重中央開発株式会社で選別・再商品化	5,775万円	
		伊賀市内への搬入手数料 (1,000円/t)	150万円	
		再商品化物の品質調査(年2回)	5万円	
追加コスト合計(②+③)			8,595万円	
特別交付税措置(見込み)			8,533万円	

再商品化計画の大臣認定で本格稼働へ

令和6年度 スケジュール

	津市の再商品化計画	再商品化 (三重中央開発株式会社への業務委託)
4月～	作成・申請	再商品化に向けた実証実験
5月中旬～下旬	経済産業省・環境省の大臣 による審査	
6月1日	大臣認定	計画に基づく再商品化を開始！

問い合わせ

環境部 環境政策課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号（本庁舎6階）

TEL : 059-229-3258

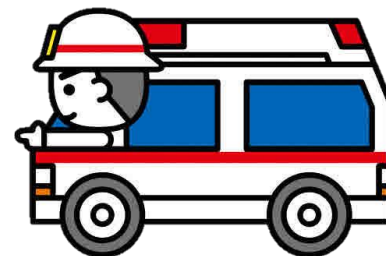
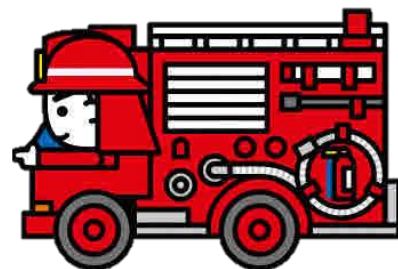
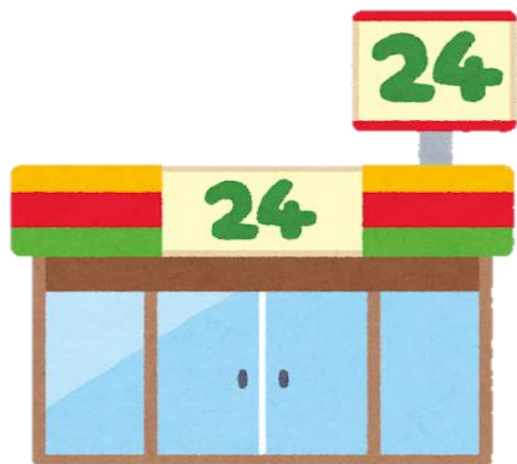
FAX : 059-229-3354

プラスチックに係る資源循環を促進します！
「その他プラスチック」に危険ごみを混ぜない等、
分別の徹底をよろしくお願いします。



6月1日から

緊急的な飲料水の購入等のため 消防職員・消防団員が コンビニエンスストア等を利用

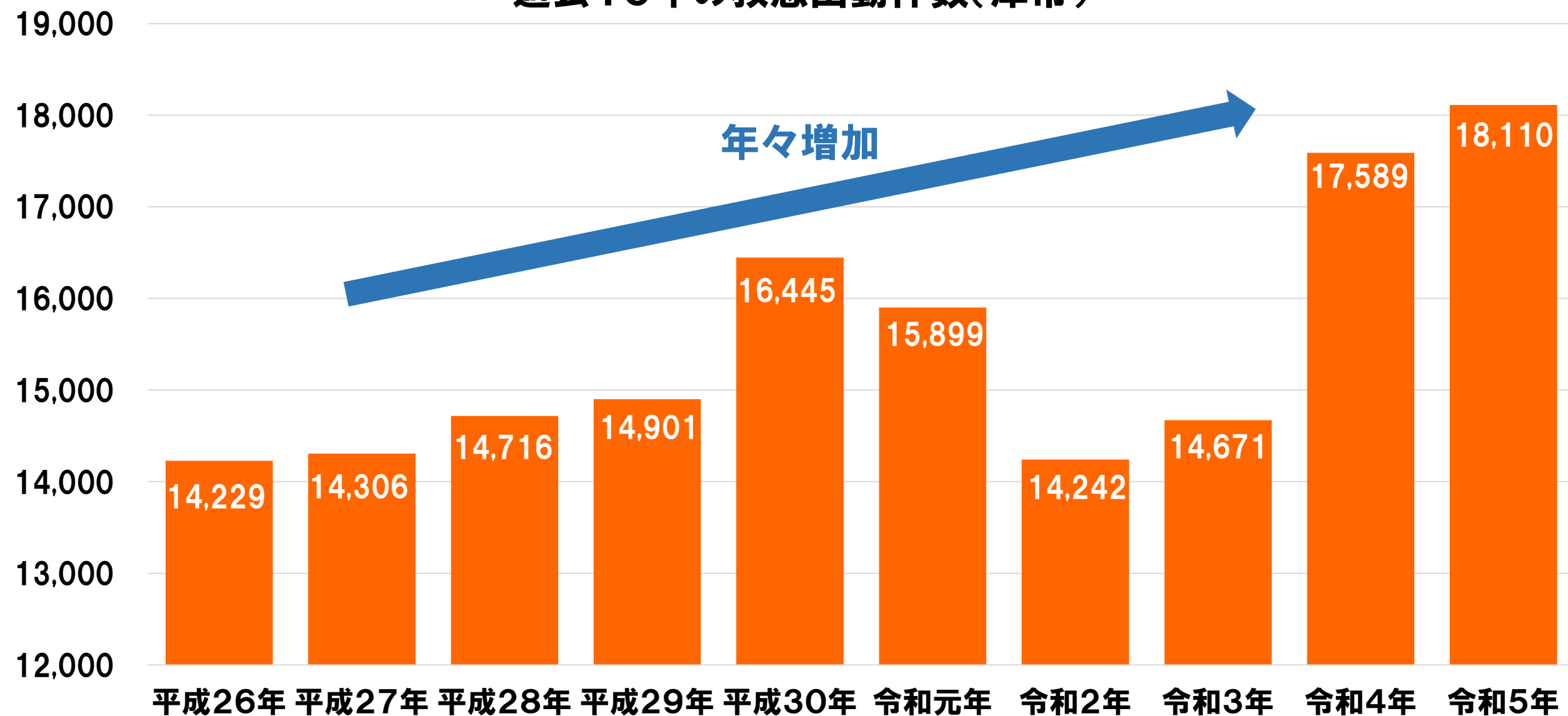


令和6年5月21日

背景①

■ 救急出動件数の増加

過去10年の救急出動件数(津市)



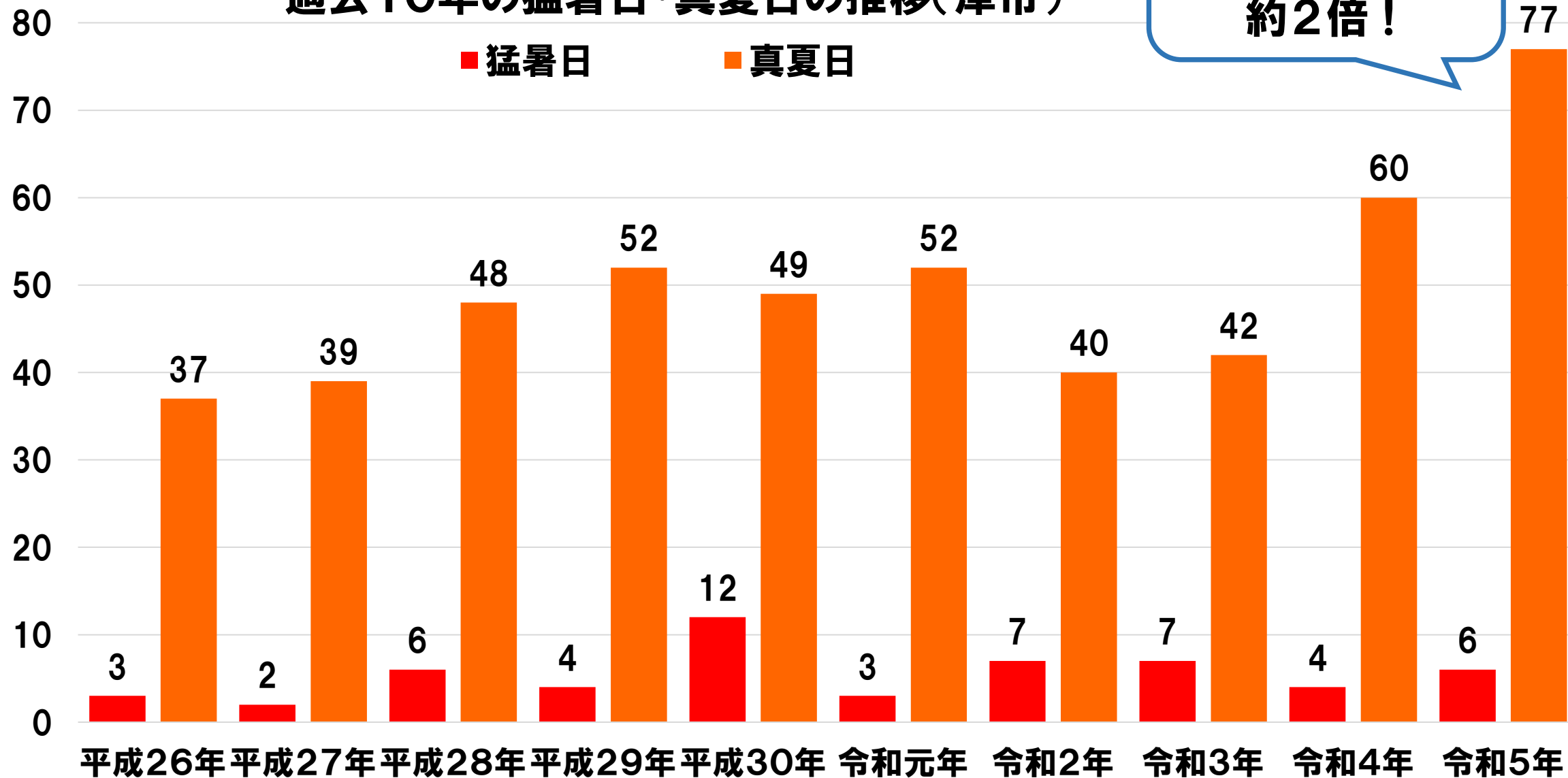
■ 気温の上昇

過去10年の猛暑日・真夏日の推移(津市)

■ 猛暑日

■ 真夏日

猛暑日・真夏日は
平成26年の
約2倍！



■ 長時間の災害対応



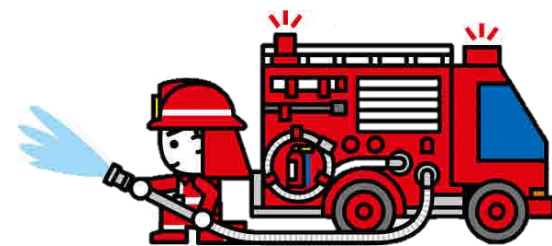
愛媛県大洲市の大規模林野火災
(令和5年11月)

▶ 鎮火まで約8日間

▶ 市内でも長時間の災害が毎年発生

【5時間以上の火災出動件数】

令和5年	5件（うち最長8時間35分）
令和4年	3件（うち最長6時間42分）
令和3年	5件（うち最長 12時間12分 ）
令和2年	2件（うち最長5時間34分）
令和元年	5件（うち最長9時間18分）



4つの課題

1 救急出動 (消防職員)

令和5年は過去最高の**18,110件**(前年比**3%**増)

- ▶ 連続出動など、**次の出動に備えて**緊急的な水分補給等やトイレ利用が必要な場合がある

2 高温時 (消防職員) (消防団員)

- ▶ 高温時における災害活動、訓練時の**熱中症**対策として、水分補給が必要な場合がある

3 長時間 (消防職員) (消防団員)

- ▶ 長時間にわたる災害活動での一時的なトイレ利用を含めた**休憩の確保**
- ▶ 消防団員は昼夜を問わず、**自宅や外出先から出動**するため、水分補給等が必要な場合がある

4 市域 (消防職員) (消防団員)

市域が広く、飲料水を災害現場に届けるまで時間を要する

- ▶ 高温時や長時間の災害時に、備蓄の飲料水を災害現場に届ける際、到着までの間に水分補給が必要な場合がある

消防職員・消防団員がコンビニエンスストア等を利用できる取り扱いに

コンビニ等の利用により期待される効果

1 適切な健康管理

- ▶ 熱中症予防
- ▶ 活動の維持
- ▶ 身体的、精神的疲労の軽減

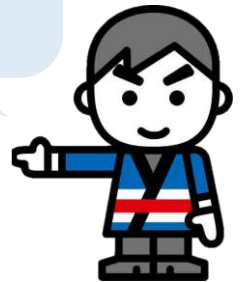
飲料水などは
自己負担で
購入します



2 消防団員の活動への配慮

- ▶ 自宅や外出先から急遽、災害出動する
消防団員の適切な活動につながる

消防団員の利用開始
は全国的にも少ない
取組みです！



点在するコンビニエンスストア等の利用が
消防活動を継続するうえで効率的かつ効果的！

コンビニエンスストア等を利用する際の表示

県内初！

▶ 利用中は車両のフロントガラスに表示板を掲示

津市消防本部
【消防隊】



水分補給等のため
現在、店舗を利用中です。

出動準備は整っています

ご理解をお願いいたします

津市消防本部
【救急隊】



水分補給等のため
現在、店舗を利用中です。

出動準備は整っています

ご理解をお願いいたします

津市消防団



水分補給等のため
現在、店舗を利用中です。

出動準備は整っています

ご理解をお願いいたします

コンビニエンスストア等利用時は
次のルールを守ります

- ・利用時は常に出動できる体制を整えます
- ・入店時には防火衣・感染防止衣・ヘルメットなどは着用しません
- ・利用時には責任者などの了承を得るなどルールを守り利用します

問い合わせ

津市消防本部消防総務課

〒514-1101

津市久居明神町2276番地

TEL 059-254-0351

FAX 059-256-7755

市民・コンビニエンスストア等事業者の皆様へ

**消防職員・消防団員の
コンビニエンスストア等の利用について
ご理解とご協力をよろしくお願いします**

